

鹿児島市結核健康診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が結核予防のため、次条に規定する補助事業者が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定による定期の健康診断（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、法第60条の規定に基づき予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、市内に設置されている学校又は施設（国、県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者（以下「補助事業者」という。）とする。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象経費及びこれに対する補助金額は、次の表のとおりとする。

交 付 対 象 経 費	補 助 金 額
法に基づく定期の健康診断に要する経費のうち、次に掲げる経費 委託料又は手数料	各年度において、補助事業者が、健康診断の実施のために支弁した費用の額と別表におけるそれぞれの区分の交付基準単価に受診者の人数を乗じて得た額を比較していずれか少ない方の額からその年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額に3分の2を乗じた額

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は事業（変更）計画書（様式第1）によるものとし、同項第2号に規定する収支予算書は収支（変更）予算書（様式第2）によるものとする。

(補助事業の変更の決定等)

第5条 規則第26条の規定により、補助事業者が規則第6条第1項第1号の規定による変更で補助事業に要する経費の増額が伴うものについて変更の承認を受けようとする場合における承認申請書の様式は、鹿児島市結核健康診断事業費補助金変更交付申請書（様式第3）によるものとし、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業（変更）計画書（様式第1）

(2) 収支（変更）予算書（様式第2）

2 市長は、規則第6条第2項の規定による補助事業の変更に係る申請があった場合において、変更承認のみを行うときは鹿児島市結核健康診断事業費補助金変更承認通知書（様式第4）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは鹿児島市結核健康診断事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第14条第1号に規定する事業実績書の様式は、事業実績書（様式第6）によるものとし、同項第2号に規定する収支決算書の様式は、収支決算書（様式第7）によるものとし、同項第3号に規定する書類は、収支明細書（様式第8）とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の鹿児島市結核健康診断予防接種事業費交付要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後の鹿児島市結核健康診断事業費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区	分	交付基準単価
健康診断	間接撮影	697 円
	直接撮影	2,462 円
	喀痰検査	5,174 円